

山梨県造林事業費補助金交付要綱

	昭和 62 年	9月 9日	森整第	8-	54号
一部改正	平成 元年	9月 14日	森整第	7-	66号
一部改正	平成 2年	10月 11日	森整第	8-	21号
一部改正	平成 3年	5月 8日	森整第	5-	82号
一部改正	平成 4年	9月 1日	森整第	8-	70号
一部改正	平成 5年	6月 29日	森整第	4-	60号
一部改正	平成 6年	9月 28日	森整第	7-	43号
一部改正	平成 7年	4月 24日	森整第	5-	35号
一部改正	平成 8年	7月 9日	森整第	5-	35号
一部改正	平成 9年	9月 1日	森整第	4-133号	
一部改正	平成 10年	10月 10日	森整第	10-100号	
一部改正	平成 11年	10月 12日	森整第	10-33号	
一部改正	平成 12年	9月 29日	森整3第	8-	6号
一部改正	平成 13年	9月 18日	森整3第	4-	9号
一部改正	平成 14年	7月 30日	森整3第	7-	6号
一部改正	平成 15年	3月 27日	森整3第	3-	14号
一部改正	平成 17年	9月 1日	森整 第	1043	号
一部改正	平成 18年	6月 16日	森整 第	258	号
一部改正	平成 19年	8月 21日	森整 第	329	号
一部改正	平成 20年	9月 1日	森整 第	853	号
一部改正	平成 21年	9月 15日	森整 第	1007	号
一部改正	平成 23年	1月 11日	森整 第	1150	号
一部改正	平成 24年	1月 24日	森整 第	1952	号
一部改正	平成 30年	9月 5日	森整 第	866	号
一部改正	令和 1年	5月 7日	森整 第	1903	号
一部改正	令和 2年	3月 27日	森整 第	2255	号
一部改正	令和 4年	4月 1日	森整 第	272	号

(趣旨)

第1条 知事は、木材生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の機能の調和を図りつつ適正な森林の造成を計画的かつ効果的に行うため、造林事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）、及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村実施要領」という。）に規定するものほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の内容)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる造林事業及びこれらに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第3条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、環境保全実施要領第5の5、農山漁村実施要領第2の1の(2)の別紙6の第8の6に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境保全実施要領の規定により転用等の届け出を行う場合は、造林地転用等届書（第1号様式）によるものとする。
- (2) 補助金の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（第6号様式）により補助金交付申請番号等を速やかに報告するとともに、消費税仕入控除税に相当する補助金（補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額があれば、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還すること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）から、申請時の行為に関し委任をうけた者（以下「代理申請者」という。）は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(財産の処分の制限)

第4条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの）については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業主体は、前項の承認を受けようとする場合は造林事業費補助金財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(事前計画書の提出)

第5条 環境保全実施要領第1の1の森林環境保全直接支援事業に係る事業主体は、事前計画書（第8号様式）を、農山漁村実施要領第2の1の(2)の別紙6の第4の3 機能回復整備事業の(1)のサ 花粉発生源植替えを実施する事業主体は、事前計画書（第9号様式）を、補助金申請を行う前に知事に提出しなければならない。

(補助金交付の申請)

第6条 事業主体又は代理申請者は、事業完了後速やかに造林事業費補助金交付申請書（第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 造林補助事業実績報告書（第3号様式）
- (2) 造林地実測図（第4号様式）
- (3) 納税対応状況報告書（第5号様式）
- (4) 造林地位置図

(5) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 知事は前条の申請を受理したときは、必要な竣工調査をし、かつ、その結果に基づいて補助金の交付を適當と認める者に対し、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。ただし、事業主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、消費税仕入控除税額に相当する補助金を減額して支払うことができる。

(恩賜県有財産管理者にかかる補助金交付)

第8条 恩賜県有財産管理者が補助金の交付を受けようとする場合は、前条の規定にかかわらず、知事に必要な書類を提出するものとし、知事が補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。